

社会福祉法人 大典福祉会

役員等報酬基準

(目的)

第1条 この報酬基準は、社会福祉法人大典福祉会(以下「法人」という。)の役員、評議員、選任解任委員(以下「役員等」という。)の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 理事会に出席した理事および監事に対し5,000円支給する。
- 3 評議員会に出席した評議員に対し5,000円支給する。
- 4 選任解任委員会に出席した、選任解任委員に対し5,000円と交通費を支給する。
なお、交通費は当法人の旅費規程に準ずる。
- 5 法人の役員等が施設長を兼ねている者は、この条項を適用しない。

(改正)

第3条 この報酬基準の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この報酬基準は、平成29年3月6日から施行する。